

# 和東町商工会 NEWS Vol.50号

発行 和東町商工会 令和3年12月24日  
〒619-1212 京都府相楽郡和東町釜塚京町19  
☎0774-78-3321 📠0774-78-4030  
✉wazuka-sci@kyoto-fsci.or.jp  
🌐http://wazuk.kyoto-fsci.or.jp/



## 第16回地方銀行フードセレクション

中井製茶場 様

—東京ビッグサイト—

事業支援報告

去る11月4日、5日の2日間にわたり、東京ビッグサイトに「第16回地方銀行フードセレクション」が開催されました。

当展示会では「地域の食品」にスポットを当て、首都圏及び全国のバイヤーとのマッチング機会の創出を目的とし、地域食品を扱う全国各地の食品事業者および食品バイヤーとの、リアルとオンライン両方で商談会が行われ、京都府商工会連合会ブースにて京都府下の商工会員6事業者が出展し、和東町商工会からは、(有)中井製茶場様が出展されました。

当会が伴走し、出展中のフォロー及び、アンケートによる需要動向調査を行いました。

2日間の来場者数は3,121社と、コロナ前の2019年に比べ、

1/4以下に減少し人出もまばらでしたが、自社栽培、自社加工の有機栽培の和東茶および、自社オリジナルデザインのマイボトルなどを展示され、目を惹くお洒落なパッケージデザインと試飲提供された和東茶の美味しさに、数々のバイヤー様に足を止めていただき、展示会後のフォローにより新規販路開拓に繋がる商談を進めておられます。



### 需要動向調査を終えて

今回で16回目を迎えた「地方銀行フードセレクション」で、(有)中井製茶場様のブースに立ち寄られた様々な業種や職種の方々がお茶に関する商品などに対してどのようなニーズを持っているかという「需要動向調査」をアンケート形式で実施しました。

本調査の目的は、和東町の茶業者が「新規商品開発」「新市場開拓」「販路開拓」等の積極的な経営課題解決への具体的なヒントを掴む事を目的としています。調査の結果を踏まえて以下の通りご報告いたします。

#### ★回答者の業種

「卸売業」「小売業」が多く、続いて「製造業」「ECサイト運営」が少数おられました。

#### ★お茶関連商品仕入れの際に重視している点

- ・産地などに関しては、全国的に認知度の高い「京都産」「静岡産」「鹿児島産」とつづき、また「国産であればよい」との回答も多く、「有機JAS認証」を求める回答も多く見られました。
- ・お茶の形状の需要に関しては、「ティーバッグ形状」「粉末形状」を求める回答が多く、「手軽に飲めるお茶」の需要が高まっていると推察されます。
- ・供給能力に関しては、「小ロット対応」「製造能力」を重視する回答が多く、次いで僅差で「発注リードタイム」。昨今の多品種・小ロット化の動きが進んでいる影響と見られます。(森川経営支援員)

今後も当展示会はもとより、新規販路開拓に繋がる展示商談会および、物産展など随時ご案内してまいりますので、是非ご活用ください。



# 所得税・消費税の 決算申告相談会



皆様にとって大切な、確定申告の時期がやってきました!!

和東町商工会では税理士をお迎えし相談会を開催します。

決算書・申告書の書き方はもちろん、見落としがちな控除や税制のチェック等、お気軽にご相談ください

日時

2022年2月22日(火)

3月7日(月)

13:30~16:00

相談  
無料

会場

和東町観光案内所2階

## こんな方にご相談下さい!!

- 個人事業主である
- 不動産の売買があった
- 何が経費になるのかわからない
- 各種控除を受けたい

例) 医療費控除、寄付金控除  
ふるさと納税、住宅ローン控除

- 初めて決算をむかえる方



吉良賢司税理士事務所  
吉良 武人税理士

税理法人つむぎ  
代表社員  
岩井 良彰税理士



## 《申込書》

お問い合わせ・お申込み  
和東町商工会

FAX 0774-78-4030

TEL 0774-78-3321

お申込みは  
FAXまたはWEBで



※申し込み状況によりお時間を調整させていただく場合がございます。

会社名	参加者名	参加人数	電話番号
希望日	※希望日に○印をつけてください		2月22日(火) 3月7日(月)



# 年末調整のお知らせと 令和3年度改正点についてポイントを解説！

## 年末調整とは

年末調整とは、源泉徴収された税額の年間の合計額と、年税額を一致させる精算の手続きです。年末調整の対象となっているのは、原則として、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人ですが、給与の収入金額が2,000万を超える人など、一定の人は年末調整の対象とはなりません。

年間の徴収税額と年調年税額をもとに、過不足額を精算し、12月給与支払い時に、源泉徴収票を交付していただき、還付もしくは不足額を徴収してください。

POINT  
1

## 年末調整申告書を電磁的方法（電子データ等）で提供する場合の税務署長の承認廃止

これまでの年末調整では、まず会社が年末調整をするために必要な書類を入手して従業員に渡し、後日必要事項を記入した年末調整関係書類を従業員から回収していました。このように手間がかかっていましたが、それらすべてをデータとして処理できるようになりました。そして、年末調整申告書を従業員から電子データで回収する場合、事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し承認を受ける必要がありましたが、今回の改正でこの**事前承認が不要となりました。**

POINT  
2

## 住宅ローン控除の特例の見直し（要件緩和と期間延長）

消費税の引上げや新型コロナウイルス感染対策により、住宅に対する税制上の支援措置として創設された「**控除期間13年の特例措置**」について、さらに期間が延長されることになりました。適用対象となるのは以下の契約期限及び入居期限を満たす場合です。

契約期限	注文住宅 : 2020年10月1日～2021年9月30日 分譲住宅 : 2020年12月1日～2021年11月30日
入居期限	2021年1月1日～2022年12月31日

2021年以降は、住宅ローン控除申告書も電子データでの提出が可能になっています。また、住宅ローン控除の証明書については、初年度の確定申告をe-taxで行った際に「e-tax交付」を希望すれば、2年目以降はマイナポータル連携等でデータを取得できます。

令和4年

3月まで  
継続!



資金繰りにお悩みの会員様にご相談ください

## 融資のご案内 取扱金融機関(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス対策マル経 (小規模事業者経営改善資金)

<ご利用いただける方>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前3年いずれかの年の同期と比して5%以上減少またはこれと同様の状況にある者

**商工会が実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。**

<ご融資限度額>

**別枠1,000万円**

<利率>

マル経利率1.21% (令和3年8月2日時点) より当初3年間▲0.9%引下げ (1.21%→0.31%)

<ご返済期間>

設備資金 10年以内 (うち措置期間4年以内 (別枠の1,000万円以内))

運転資金 7年以内 (うち措置期間3年以内 (別枠の1,000万円以内))

**その他 一定の条件に該当した場合、当初3年間、無利子化**

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

ご利用いただける方 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方

資金のお使いみち 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金

**融資限度額 8,000万円 (別枠)**

**利率 6,000万円を限度として、当初3年間基準金利▲0.9%**

ご返済期間 設備資金 20年以内 (うち措置期間5年以内)  
運転資金 15年以内 (うち措置期間5年以内)

担保 無担保

**その他 一定の条件に該当した場合、当所3年間、無利子化**

# コロナの影響で 売上が減少している皆様へ

～令和4年度 各種給付金・補助金についてのお知らせ～  
令和3年度補正予算案

## 事業復活支援金

- ✔ 法人は上限最大250万円を給付
- ✔ 個人事業主は上限最大50万円を給付

\*2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。  
\*上限額は、売上高に応じて三段階。売上高30%～50%の減少の上限額は売上高50%以上減少の上限額6割となります。

### 【対象者】

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者  
(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

### 【開始時期】

補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定

### 【給付額】

5ヶ月分(11月～3月)の売上高減少額を基準に算定

### 【上限額】

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円



# 持続化補助金



## 《低感染リスク型ビジネス枠》

新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、

ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

\*セルフチェックイン機械、券売機の導入費等

\*インターネットで商品販売・サービス提供等、ECサイト開設費等

【補助率】 3 / 4

【補助上限額】 100万円

第5回受付締切分	申請受付締切日時	2022年1月12日(水) 17時
	採択案件の公表	確定しましたら、ご案内します
	補助事業実施期間	交付決定日から2022年10月31日(月)まで
	補助事業実績報告書提出期限(※)	2022年11月10日(木)
第6回受付締切分	申請受付締切日時	2022年3月9日(水) 17時
	採択案件の公表	確定しましたら、ご案内します
	補助事業実施期間	交付決定日から2022年12月31日(土)まで
	補助事業実績報告書提出期限(※)	2023年1月10日(火)

## 《一般型》

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

\*生産性向上のための機械装置等の購入経費

\*新商品等を展示会等に出展、または商談会に参加するための経費等

【補助率】 2 / 3

【補助上限額】 50万円

第7回受付締切：2022年2月4日(金)

《郵送：締切日当日消印有効》

※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、今後改めてご案内します





# 事業再構築補助金

- \*売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。
- \*業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します（最低賃金枠等も継続）（最大1,500万円/補助率3/4（中小））
- \*グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。（売上高減少要件撤廃、最大1億円/補助率1/2（中小））

## 【対象要件】

①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること

(※)以下の要件は撤廃

「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」

(※)複数事業者が連携する場合は売上高減少分の合算が可能

②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること等

## 【開始時期】

令和4年以降（補正予算成立後、詳細を調整）

## 【対象経費】

建物費(※)、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

(※)移転に伴う一時的な貸工場等の賃借料についても建物費の一部として認める。

## 【補助上限・補助額】

申請類型	補助上限額 (※1)	補助率
<b>最低賃金枠</b> (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円 (※2)	中小3/4 中堅2/3
<b>回復・再生応援枠</b> (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
<b>通常枠</b>	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3 中堅1/2 (※3)
<b>大規模賃金引上げ枠</b> (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
<b>グリーン成長枠</b> (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 6,000万円超は1/2（中小）、4,000万円超は1/3（中堅）



# 個 別 経 営 相 談 窓 口

令和3年度 **京都府緊急事態措置協力金、感染拡大防止協力金、まん延防止等重点措置協力金**等を受給された方、確定申告でご不安な方!!



税理士 久乗 哲氏

税金のエキスパート **久乗 哲** 先生が

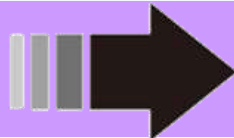
的確に不安を解消!!

是非! 「個別相談窓口」をご利用ください

日時 令和4年 **1月31日**(月) 13:00~17:00

場所: 和束町観光案内所2階

まずは、  
商工会に電話でご予約を!!



☎ 78-3321

## 雇用調整助成金 特例措置の延期

**令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について(予定)**

※令和4年1月以降の施工にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年3月31日**まで以下の通りとなります。

## 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月~12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

